

広島県告示第六百二二号

広島法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年九月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（基準点測量）

二 作業期間

令和元年九月一日から令和二年三月三十一日まで

三 作業地域

- 1 広島市南区向洋地区（広島市南区向洋中町の全部、向洋本町、向洋大原町のそれぞれ一部）
- 2 広島市南区西蟹屋地区（広島市南区東荒神町、西荒神町、西蟹屋二丁目、西蟹屋三丁目、西蟹屋四丁目のそれぞれ一部）